

平成26年10月31日

独占禁止法審査手続についての懇談会  
座長 宇賀克也 様

独占禁止法審査手続についての懇談会（第12回）における意見

(一社) 全国消費者団体連絡会 河野 康子

所用により本日の懇談会について遅れて出席となりますので、あらかじめ、書面にて以下のとおり意見を述べます。

1. 第7回及び第11回の懇談会において意見を提出した際にも申し上げましたが、企業による独占禁止法違反行為によって、価格の引上げ、サービスの低下が生じ、それによって被害を受けるのは、消費者・国民であり日本社会です。公正取引委員会の活動により、消費者・国民がこのような違反行為による被害から守られているものであり、企業側の防御権のみ強化し、それにより、公正取引委員会の実態解明機能が低下することは、消費者・国民の権利が保障されなくなることと同じことです。米国・EUと比べ、日本の独占禁止法違反に対する制裁の水準は低く、公正取引委員会の調査権限も決して強いとは言えません。適正な手続を確保することは大切ですが、談合カルテルなど秘密裏に行われる違反行為に対する実態解明機能を現状より引き下げてしまうことは、適切ではありません。防御権の議論においては、その必要性がどの程度あるのかということと、実態解明に及ぼす支障を、慎重に検討する必要があると考えます。
2. 改正法の附則第16条においては、「事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い」とされていますが、「『必要があると認めるときは』、所要の措置を講ずるものとする」とされており、この条文は、防御権の導入ありきでどのように導入するかを検討するのではなく、防御権が必要かどうかを再検討する必要があることを規定したものであると理解しています。懇談会の主宰者であった稻田前内閣府特命担当大臣からは、懇談会における検討を進めるに当たって、「調査を受ける者の防御権の確保が重要であると同時に、公正取引委員会における独占禁止法の厳正な執行が確保されることも重要である」との視点も示されていました（第2回会合議事録2頁）。こうした観点から、これまで委員間で熱心な議論が行われた結果、供述聴取時における弁護士の立会い、供述聴取過程の検証可能性の確保（録音・録画）、弁護士・依頼者間秘匿特権に関しては、その導入については、過半数の委員から懸念が示されていたと理解しており、それを踏まえた座長の取りまとめが行われているところです。今後の取りまとめについても、上記の視点を踏まえ、これまでの座長の取りまとめをベースに議論を進めるべきと考えます。
3. 供述聴取時における弁護士の立会い、供述聴取過程の検証可能性の確保（録音・録画）等については、現行法の解釈上認められるものがあるのではないかという意見や、この点について議論すべきとの意見もあります。しかし、これらの手続保障の是非に関する議論は、公正取引委員会の実態解明機能とのバランスの観点から多くの委員により懸念が示され、これらを認めることができないという取りまとめがなされたのではないでしょうか。

4. 行政調査手続に係る予測可能性・透明性の確保から、懇談会として、公正取引委員会に審査手続に関する指針等を作成してもらうことを提言し、その中で、どういった点を明確にすべきか懇談会において議論することは賛成です。ただし、指針等の内容の詳細や実際の運用については、最終的には、実際に事件審査を行っている公正取引委員会において、これまでの懇談会の議論や、最終的な報告書の内容を踏まえて、実態解明機能に支障が生じないような表現・内容について慎重に検討されるのが適当と考えます。

以上